

自由が丘駅周辺における駐車場地域ルールについて ～まち構造研究会からのお願い～

現在「目黒区」や「東京都都市整備局」におかれては、駐車場設置に係る地域ルールに関して、再開発事業等を通じた「集約駐車場」と、建物の建替え更新時の「隔地駐車」方式等が鋭意検討されていると拝察しております。

当該地区での地域ルールについては、自由が丘将来ビジョン（DRAFT/R4.6）で示されている“魅力あふれるウォークアブルゾーンの形成”を実現するために、下記4点が特に重要であると考えますので、特段のご検討をお願いいたします。

記

1. 駅周辺で初めて都市計画道路の整備が予定されている「都市計画道路補助127号線」や「駅前広場」沿道からの車両の出入りは強く制限する。
2. 集約駐車場の車両出入り口は、原則的に「自由通り」「学園通り」及び「都市計画道路補助46号線」を基本とする。
3. 「都市計画道路補助127号線・駅前広場」「都市計画道路補助46号線」「自由通り」「学園通り」沿道では、駐車車両等の出入りや歩行環境及び美しい街並みづくりと調和した整備に特に配慮する。
なかでも、中小規模の建物更新時の附置義務駐車場に対する優先隔地化等、地域事情を考慮したルール化を実現する。
4. 上記を実現するために、ジェイ・スピットが中心となって適正なルール運用体制を整える。

以 上